国土政策検討委員会 第8回大都市圏戦略検討グループ

平成22年12月14日

【小玉課長補佐】 それでは、ただいまから第8回大都市圏戦略検討グループを開催させていただきます。私は国土計画局広域地方整備政策課で課長補佐をしております小玉と申します。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

議事に入りますまで、暫時私が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いい たします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。初めに座席表、議事次第とございまして、資料1、国土政策検討委員会委員名簿。資料2、報告案。なお、資料2は参考資料が別途ついております。資料3、今後のスケジュール(案)。最後に参考資料、大都市圏戦略検討グループ(第7回)議事概要となっております。以上の資料に不備がございましたら、事務局までお知らせください。なお、参考資料の議事概要につきましては、当日の議事の速報版として事務局にて作成し、ホームページで公表させていただく予定のものです。こちらにつきまして修正等ございます場合には、後ほど事務局のほうまでお申しつけください。

次に、本日の会議の公開につきましてご説明させていただきます。国土政策検討委員会が会議、議事録ともに原則公開することにならいまして、本検討グループも公開の扱いにさせていただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

また、本日ですが、家田委員、大橋委員、進士委員、松下委員、村木委員からご欠席の ご連絡をいただいております。また、本日まだお見えではありませんが、磯部委員、原田 委員がご出席の予定です。

それでは、この後の議事進行につきましては、浅見委員にお願いしたいと存じます。浅 見委員、よろしくお願いいたします。

【浅見委員】 はい。それでは、本日の議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第をごらんください。本日の議題は、1、報告書案について。それから 2、意見交換の2つでございます。 それでは、第1の議題につきまして、事務局よりご説明お願いいたします。

【木村大都市圏制度企画室長】 大都市圏制度企画室長の木村でございます。

それでは、資料2に基づきましてご説明させていただきます。

前回報告素案をご説明させていただきましたけれども、今回は報告案ということで、前回の検討グループでご指摘いただいた点を中心に追加修正等をしております。前回からの主な変更点あるいは追加点のみ説明させていただきます。

まず、「はじめに」がございまして、次の「2.大都市圏戦略が求められる背景」、3ページからあります「(2)諸外国の大都市圏での取り組み」の部分。4ページから具体的な記述がありますけれども、特に大きな修正ではありませんけれども、②のフランスでありますとか、③の韓国、あるいは次のページにまいりまして、④の中国につきまして、若干記述の追加、事実関係の追加をし、充実を図っております。

5ページ目の最後から2つ目の段落、「さらに」というところでございますが、2つ段落をつけ加えております。圏域レベルでの合意形成あるいは意思決定につきましては、諸外国の事例でございますけれども、いろいろ各国の既存制度体系あるいは経緯といったものにより差異はありますが、地域経営の視点からさまざまな仕組みが設けられている。例えばロンドンのGLA設置の事例でありますとか、グラン・パリの推進主体として公社が位置づけられているという例示をここで記載しております。

また、次の段落でございますけれども、OECDレポートにおきましても大都市圏の協力体制というテーマで記述がございまして、大半の場合は中央政府が主導的役割を果たしているという記述の抜粋を参考までにここで記載しております。

続きまして、6ページにまいりまして、「(3) 我が国の大都市圏の課題」という部分で ございます。ここでは、6ページの一番最後の段落、「なお」のところを新しくつけ加えて おりますけれども、これは前回の検討グループでもご議論がありましたアジアとの国際競 争に打ち勝っていくという視点が重要ではあるということでありますが、ただ、アジア諸 国と我が国とは発展段階が異なる。既に成熟社会へと移行している我が国とはその発展段 階が異なる、これを十分に認識すべきだという記述を加えております。

したがいまして、最後から2番目の行になりますけれども、むしろ一律に競争するということではなく、我が国の大都市圏が蓄積してきたさまざまな要素の質の向上を図り、その差別化を進めていくことをむしろ重視していくべきだ。この記述を新たに加えております。

続きまして、7ページにまいりまして、2つ目の段落、2006年にまとめられたOECDレポートというところでございますが、これは前回の素案では「はじめに」のところに参考までにということで、このOECDレポートの記述を書かせていただいたんですが、こちらのほうに移行して、OECDレポートにおいても中心対周辺という通常の二項対立を超える新たな戦略として大都市圏戦略の策定が必要だという指摘がなされているという記述をこちらのほうに移行して持ってきております。

続きまして、「3. 大都市圏の国際競争力の捉え方」ということで、主に指標に係る記述の部分でございますけれども、8ページでございます。2つ目の段落、「そのため」のところの上から8行目くらいにありますけれども、これも前回の検討グループのご指摘を踏まえまして、人、モノ、金、情報を呼び込むという視点だけではなくて、我が国がこれまで蓄積してきた固有のすぐれた環境、景観、文化、安全・安心などといった大都市圏の魅力を高め、諸外国の人々を惹きつける拠点として大都市圏の成長を促していくべきである。こういう視点も重要だということを新たに加えております。

さらにその3行ほど下でございますけれども、これも前回ご指摘いただきました生活の質、Quality of Lifeの向上に寄与するという視点もここに加えております。

さらにその2行下の部分でございますけれども、前回のご指摘でモニタリングという用語は、フォローアップしていくという意味ではいいんだけれども、非常にスタティックな印象を受ける。きちんと指標を設けたら、それをフィードバックして次の政策に反映していくということをしっかり書き込んではどうかということで、評価結果の政策へのフィードバックあるいはスケジュールの管理、そのようなことを通じて、スピード感を持って戦略を柔軟に見直していくという趣旨をここに盛り込んでおります。

続きまして、(2)ですが、これは表題を変えまして、「国際競争力を捉える指標についての基本的な考え方」ということで、指標の考え方ということに焦点を絞った表題に修正しております。具体的な内容の主な変更点ですが、9ページにまいりまして、一番最後の段落、「さらに」以降の部分ですけれども、その段落の3行目の後段からですけれども、指標を評価するに当たって、大都市圏全体でとらえるべき指標と、あと大都市圏の中のコアの部分だけで比較していく指標。大都市圏を一律にとらえるのではなくて、そういう全体とあと個々の部分、特定の部分、そういったことにも留意して指標をピックアックしていくことが必要だというご指摘をいただきましたので、その部分をつけ加えております。

さらにその下2行目くらい、「各大都市圏が」というところで始まっている部分ですが、

各大都市圏がその特性に応じ個別に設定する指標につきましては、地域の主体が自主性を 発揮できる体系にすべきだということで、これもこの部分を書き加えております。

続きまして、10ページにまいりまして、補論の部分ですけれども、補論の部分も前回いろいろご指摘いただきまして、今日詳しい説明は省略いたしますけれども、基本的には前回ご指摘いただいたQuality of Lifeの面を少し盛り込むという視点、あるいは我が国の特徴的な要素である文化や環境といった要素を重視すべきだという視点をしっかり盛り込むということ。あるいは前回の素案は、個別の指標がかなりランダムに羅列されている記述だったものですから、その個別の指標はどういう視点で選んでいるのかということにつきまして、少し記述を丁寧に加えさせていただいております。全体にわたって少し分量が増えておりますけれども、主にそういうことを中心に修正を加えております。説明は省略させていただきます。

続きまして、12ページにまいりまして、「4.大都市圏戦略のあり方」ということでございます。前回この辺の記述が薄いというご指摘もいただきましたので、「(1) 大都市圏戦略の枠組み」ということで、12ページから14ページにかけて新しく記述を加えております。まず、最初が「国家戦略としての大都市圏戦略」という表題をつけておりますけれども、最初のパラグラフですが、3行目に書いてございますけれども、基本的には高い成長ポテンシャルを有する大都市圏を対象に、選択と集中の視点を具体化していくということの重要性をここで記述しております。国際競争力の強化という政策課題を国家的なミッションとして明確化する。そして、それが広く国民的合意を得られているということが重要だということを記述いたしております。また、その段落の下から4行目の後段ぐらいでございますけれども、大都市圏の域内においてもこの選択と集中の視点がもちろん重要であるということで、大胆かつ柔軟な取り組みを実施できる枠組みというものを大都市圏戦略は求められる、というようにこの1つ目の段落で記述しております。

次の「また」以降の2つ目の段落ですが、ここは2行目から書いてありますけれども、 国家戦略として実施していくべきものであることから、大都市圏戦略を立案・推進するに 当たって、国がリーダーシップを発揮できる枠組みの重要性が指摘してあります。そのと きにも、特に行政区域を越えていろいろな主体が参画するという枠組みになりますが、ボ トムアップ的な観点だけではなくて、新しいプロジェクトを共同して創出したり、あるい は発掘していくという役割がこの大都市圏戦略には強く求められているということであり まして、そのためにも民間の発意を促したり、あるいは関係地方公共団体の調整をしたり、 あるいは全体としての合意形成を図っていく。そうした面において国が主導的な役割を果たしていくことが重要だということを記述しております。

続きまして、「合意形成の枠組み」という見出しの部分ですけれども、ご案内のとおり、 大都市圏におきましては、経済・社会活動を展開している主体が極めて多岐にわたってお ります。したがいまして、3行目になりますけれども、まずは官と民それぞれの主体が目 標を共有することが重要だということでございまして、その下の4行目になりますけれど も、大都市圏という広域圏を対象に、地域経営の視点を持って統合的に合意形成を図って いく枠組みを設けることが極めて重要であるという視点を記述させていただいております。

続きまして、13ページの1行目にまいりまして、そういう関係主体が同じ立場で戦略を立案したり、あるいは推進していく仕組みとしては法定協議会の設置が考えられるということ。さらにその協議会もこれまでのような単なる協議機関としての位置づけではなくて、合意形成という枠組みを提供できる仕組みが求められるという視点をここで記載しています。さらにその下の行、4行目になりますけれども、大都市圏戦略を立案するという機能だけではなくて、その後の推進のためのマネジメント機能もあわせ持つ組織とすることも大事だということを記載しております。

その次の段落ですけれども、大都市圏戦略は「選択と集中」という視点を具体化していくものででありますので、関係主体の利害が異なったり、あるいは合意形成がなかなか難しいテーマを扱うことになるということが大いに予想されるところであります。したがって、今後引き続き合意形成のプロセスや仕組み、これは運用面も含めて、十分に検討していく必要があるということを記載しております。

次の段落でございますが、戦略を立案する際には経済活動の主役である民間主体の知恵、 ノウハウ、資金を最大限活用していく視点が重要ということで、立案段階からの民間主体 の参画、さらに推進段階での参画ということの重要性を記述いたしております。

続きまして、「大都市圏戦略立案の視点」という部分ですが、これも前回いろいろご指摘いただいた点でございまして、まずは時間軸を定めてスピード感を持って対処すべき課題というものにこたえていくという要請と、もう1つは、長期的に取り組む必要のある課題に対して、ある一定の方向、安定的なビジョンを示していくことが重要であるというご意見をいただきましたけれども、そういう2つの要請にこたえていく体系にすることが必要だということを最初の段落では書いてあります。

次の段落でございますけれども、こういう戦略のミッションを明確にする、あるいは実

効性を高めていくというためには、総合計画スタイルということには必ずしもこだわらず、 これは前回もお示ししていますけれども、喫緊の課題に重点化して、優先順位を明確にし たアジェンダスタイルとすることが有効だということの記述がございます。

続きまして、14ページにまいりまして、「他方」以下の段落でございますが、これは大都市圏戦略の対象とする範囲についての記述を若干加えております。この部分につきましては、当然範囲を定めるに当たって、いろいろ難しい課題があるということを記述させていただいたわけですが、例えば求められる課題に応じて、対象とする空間的な範囲が当然異なってくるという側面もございますし、あるいは我が国の大都市圏はそれぞれ特徴的な圏域構造を持っているということで、その圏域構造がそれぞれ違う。あるいはさらに競争力についてもそれぞれ異なる、いろいろな特徴を有しているということで、一律にその対象範囲を定めていくことはかなり難しい側面があるということを記述させていただいております。したがいまして、最後の行になりますけれども、今後ともさらに検討を深めていく必要があるという記述に留めております。

続きまして、「大都市圏戦略の実施主体」ということでございます。最初の段落の2行目からですけれども、戦略の実効性を高めるためには、戦略に位置づけられる重点施策を実施する当事者である官民の主体が立案段階からこの戦略にかかわって、その施策を機動的に実施に移すことのできる一連の仕組みを構築することが重要であるということを記述しております。

次の段落ですが、2行目からですが、実施段階におきましては、まずは各主体がそれぞれの責任や、役割分担のもとにいろいろな施策を実施していく。これに加えまして、戦略に掲げられた共同プロジェクトを、先ほども当事者というふうに記載しましたけれども、関係する主体が共同で対処するための制度的な枠組みを設けることも極めて重要だという指摘をしております。その際には、その段落の下から3行目ですけれども、官民連携による実施主体を制度的裏づけをもって明確に位置づけることにより、戦略の立案、合意、実施という一連の政策スキームの連続性が高まり、戦略の実効性の向上につながるというところでございます。

さらに一番最後の「また」の段落でございますけれども、当該実施主体につきましては 非常に重要な役割を担う組織であると考えておりまして、一定の権限の付与でありますと か、あるいは財政的な支援でありますとか、そういうインセンティブを高めるための仕組 みを引き続き検討していくべきということを記載しております。 続きまして、「(2) 大都市圏戦略に盛り込むべき内容」の部分です。この部分につきましては、前回から大きな変更はございません。15ページの「③大都市圏において取り組むべき重点課題」というところで、ここで少し記述が薄いというご指摘をいただきましたので、若干つけ足しをしておりますけれども、例えば重点課題としてどんなことを記載していくかという部分ですが、例えばということで、国際ゲートウェイ機能とか物流機能とか、あるいは2つ目のポツですが、グローバル企業でありますとか高度人材等の誘致、あるいは外国人研究者や留学生を受け入れるための環境整備でありますとか、あるいは先ほど申し上げました生活の質の向上、大都市圏としての総合的な魅力を高めるといった施策でありますとか、あるいは国際コンベンション機能の向上。こういうことが考えられるということで、若干記述を追加したということでございます。

続きまして、16ページにつきましても大きな変更はございません。一番下の「(3)大都市圏戦略の進捗管理」の部分です。進捗管理の部分につきましては指標を記載した部分についてもかなり丁寧に記載させていただいておりますので、ここではどちらかというとシンプルに書かせていただいたんですが、大きな変更点といたしましては、17ページの最後の段落ですけれども、先ほど申し上げましたモニタリングという言葉ではなくて、進捗管理に際しては戦略に位置づけられた施策の実施状況の確認とあわせ、あらかじめ設定する重要課題ごとの指標を検証し、その結果を定期的にフィードバックすることで戦略の追加、更新につなげていく仕組みとするべきであるという、この部分の記述について若干の修正をさせていただいているということでございます。

(4) は大きな修正はございません。

資料の説明は以上でございます。

【浅見委員】 どうもありがとうございました。

それでは、第2の議題の意見交換に移りたいと思います。ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

【奥野委員長】 どうもありがとうございました。ここに出てきている意見をうまく吸収しておられて、その点は非常に高く評価します。

それで、この報告の持っている意味なんですけれども、非常に強いメッセージが入っているというふうに思っています。その中でも特に感じますのは、第一に大都市圏が引っ張るということ。それから国が主導するということです。それがこれだけ強いメッセージで入っているのは、私の知る限りでは、高度成長期のまっただ中、池田内閣のときの所得倍

増計画以来だというふうに思います。

本当はこういう所得倍増計画から日本がずっと発展して安定成長期に入って、こういうメッセージを出す一番最初のタイミングはいつだったかというと、昭和60年頃だったというふうに思うんです。でもやはりそれからこの間の、みんなが納得する時間、これを出さなければいけないという時間が必要だったんだろうというふうに感じておりますが、そういう意味では、歴史的に見ても非常に強いメッセージを持った意義のある内容になっていると大きなところで感じます。

それから2番目に、実現へ向けての道筋なんですけれども、選択と集中という言葉が、今度は、レポートの中では、言葉としてはなくて本気度がかなり感じられるという点です。 どう実現するかはあると思うんですが。選択と集中は3つあって、1つは大都市圏と地方圏の間の選択と集中。これはこれまでの大都市圏と地方圏の関係を根底から見直しますというメッセージを私はこれを読んだときに感じました。具体的なことをあまり言うのも何なのかと思いますが、例えば公共投資の配分。大都市圏と地方圏で言いますと、小さな波はありますけれども、傾向的にずっと地方圏のほうにウェートを置いてきている。それは今日まで続いているわけでありますけれども、傾向的にです。例えばこれを読むと、それは場合によっては反転するという、させるんだというふうなメッセージを私は感じます。それからもう1つは、大都市圏の間の選択と集中。大都市園はそれぞれ特徴がありますので。もう1つは大都市圏の中での選択と集中、これは連携とか役割分担という言葉が使われていますか。これはどこの大都市圏の中の都市でも同じようにいろいろな制御をしたりするということではないんだという話があると思うんです。

そういう意味では、これは大都市圏だけではなくて地方圏にとっても非常に強いメッセージが出ていると思うのです。私はそれは必要なことだというふうに思っておりまして、大都市圏、地方圏に限らず、これから議論が出てくると思うんですけれども、それについて、多分国のほうでは、やはりメッセージを発信し続けられるということが必要ではないか。大変なことかもしれませんが、そういうことを要望しておきたいと思います。

以上です。

【浅見委員】 ありがとうございました。

ほかにどなたかありますでしょうか。どうぞ。

【西村委員】 今、奥野委員長がおっしゃったようなことを私も感じるんですが、私は あまり出席できなかったので、あまり言う資格はないと思いますけれども、そうした選択 と集中と大都市圏のもう1回再評価、強いメッセージをこの時代どういう形であらわすことができるかということに関して、やはり非常にジレンマがあるのか。それこそ1960年代だったら、非常に大きなプロジェクトをやっていくとか、何かリーディングしていくようなものがあって、それをやることが大都市圏、あるものが引っ張っていくという象徴になるわけですけれども、今それはなかなかそういうものではないわけですね。

ですから、その意味で言うと、何か大都市圏がやらないといけないという危機感と決意 は感じられるわけだけれども、それは具体的なものとして議論するような形にはなかなか なりにくいといいますか、制度的な枠組みとかというようなことになっていったり、意思 決定のあり方とか、それは時代の要請だろうと思うんです。

そうすると、ここもそうですけれども、おそらくは書いてあるかなりの部分はある意味フィジカルな広域計画というものを超えた部分があると思うんです。本来ならばもっとさまざまな問題を糾合してかからないとおそらく大都市圏の問題というのは議論できないはずなんです。何度か私も読みましたけれども、多分おそらくはさまざまな税制の問題だとか、非常に大きなほかの仕組みも同時並行で動かない限り動かせなくて。おそらくそこにかなりの部分を、これは直接には書いていないわけですけれども、そういうものを意識しつつ書かれている。

だからプロジェクト志向ではない部分というのが色濃いと思うんですけれども、それを書けば書くほどそれはここのミッションから離れてしまう。つまりそれは基本的に国土計画局のミッションを飛び越えてしまうという、すごく難しいジレンマがあるのではないかと思うんです。その中で書かれている。

ですから、その意味で言うと、そういう時代の大都市のあり方みたいなものを、ある意味フィジカルプランニングを超えていくという大きな時代的変革に悩みながら議論している姿があるのかというふうに思うんです。それが時代的な問題だと思うし、また過去に戻るわけにはいかないわけですから、おそらくそれ以外の道はないと思うんですけれども。

ですから、その意味で言うと、こういうものになるんだろうという気はします。ただ、本来的に言うと、もう少し大きな大都市圏の枠組みというのであれば、今言ったような、本来的に考えないといけない政治的決断を伴うようなことがほんとうはたくさんあるはずで、そういうものと一緒に考えてようやく実現するのではないかと思うんです。でも、そこに関しては語れないし、語る立場にないというようなことでまとめられているわけです。そういう、ある種この時代の中のドキュメントだという印象を持ちます。何か変な言い

方ですけれども。

以上です。

【浅見委員】 ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。どうぞ。

【菰田委員】 私はちょっと全体的な法律の立てつけというか、相互間の関係がよくわからないので、ちょっとこういう質問を申し上げるんですが、広域地方計画というのがございますね。この広域地方計画というやつと今回の大都市圏戦略、それからさらに、今政府で進めておられる総合特区、この辺との関係がどうなるのかというのが1つ私の素朴な疑問としてございまして、多分総合特区というのは、この大都市圏戦略よりももう少し狭い範囲でいろいろな都市のモデルをつくって、それに向けての規制緩和だとか、あるいは財政支援みたいなものをお願いしていくことになるかと思うんですが、例えば三大都市圏を特徴を持った1つ1つの大都市圏にしていくというときに、例えばいわゆる首都圏をこうしましょうというコンセプトとは全く別の、その中にある特区を設けてくださいというときに、大都市圏戦略が逆に足かせにならないようにしていただきたいというようなことがちょっと1点ございます。

それからあと、先ほどいわゆる当事者間での利害の調整というお話がございましたけれども、今回の総合特区などでもそうなんですけれども、いろいろな予算をお願いしても、民主党の仕分けでは仕分けされてしまうみたいなことが実際起こっているわけなんですけれども、実際に、例えばこちらの大都市圏戦略を実施するに当たって、財政的な措置が必要だというときに、それは国が持つのか、地方が持つのか、それは民間の負担でしょうみたいな話が必ず出てくると思うんですけれども、これがうまく調整できるのかというようなこととか、それからあるこの都市圏についてはこういう規制緩和をしましょうというような話になったときに、全国的なイコールフッティングというか、公平性の観点で、どこまでめり張りつけて規制緩和をしていただけるのかというあたりが、先ほど奥野委員からあったように、大都市圏を引っ張る、国が主導するということはものすごくめり張りがついて、見て非常にいい報告書だと思うんですけれども、最大の課題はこの大都市圏戦略をつくった後にどう実行していくかというところだと思うんですが、そこの実行するところの仕組みだとか、極端なことを言うと、腹のくくり方というか、その辺が民間の側からすると、多少不安が残るという感想を持ちました。

以上です。

【浅見委員】 最初のほうはちょっとご質問ととらえてもいいんですか。

【菰田委員】 ええ、質問で。

【浅見委員】 何かございますでしょうか。

【木村大都市圏制度企画室長】 広域地方計画と特区との関係でございますが、基本的には整合性が図られるように調整していくということに尽きると思うんですけれども、広域地方計画というのはもう既に決定されているものがありますので、その記述を踏まえて、あるいは修正が必要な部分が仮にあるとすれば、現時点でそこまであると認識しておりませんけれども、踏まえて考えていくということだと思います。

あと、特区のほうは並行して今検討が進められておりますので、そこは特区のほうで申請が出ているテーマなども我々としては注意深く見ておりますので、あるいは内容も一部ではございますが、ある程度認識しておりますので、そういう情報収集を行いながら整合がとれるような形に調整していくことに尽きるのかと考えております。

【浅見委員】 特に足かせにならないようにというご発言がちょっとあったのですが、 何か具体的なご懸念……。

【菰田委員】 いや、具体的ということはないんですけれども、例えば、どちらかというと、この間ご意見あった関西圏は歴史だとか観光だとかというのを重視しましょうということであるんだけれども、それが全然その中に、いわゆる先進技術を入れたどうのこうのみたいな特区を申請したときに、全体のコンセプトと違いますねみたいなことが足かせにならないですよねということです。

【浅見委員】 ほかに。どうぞ。

【原田委員】 前回からいろいろと書き込んでいただいたという形になっているかと思います。国がかなり主導するという印象を持たれるというのは、ビジョンというか、いろいろなものが書いてあって、こういうイメージだというのがかなり強く出ているということと、あとは仕組みというのが書いてあったり、法定協議会と書いてあったり、その辺の仕組みをかなり整えそうなふうに読めるということか思うんですけれども、一方で、総合計画という名前はあるかもしれないけれども、課題提示解決型でアジェンダスタイルで、しかも法定の協議会にも固定することなく、いろいろな多様な取り組みもするというふうに書いてあるところを見ると、プロジェクトベースでいろいろなことをやるということも可能なようにも読める。

だから、西村先生は非常にやんわりといろいろおっしゃいますけれども、いろいろなこ

とを考えていろいろなものが並んでいるようには感じます。

だから、非常に強いメッセージだという部分もあるし、そういうふうにもとれるし、そうでないものも混ざっていて、ややどちらを向いているのかという気がするところも正直言ってあるというのが私の印象です。

それで、1つは、インテグレート、統合的なある目標を立てて、それに組み合わせるいろいろなものを、今まで組み合わせてやっていないものを組み合わせるような戦略を立てて、そしてその成果をモニタリングしていくというようなことの中で、どういう分析をして全体の目標が達成がされているのかどうかみたいなところを、それは前も課題としてあったんですけれども、全体的な指標、この提案した戦略がきちんと貢献したのかどうかみたいなところは、やはりちょっとまだ見えにくいか。それはいつまでたっても見えない部分があるんですけれども、その辺はまだ課題ではないかと思います。

それから仕組みについてもいろいろ書いてあるんだけれども、ほんとうにそれが大都市 圏でやる、例えば法定協議会でも何でもいいんですが、そこにどんな権限を持たせて、国 としてどれくらいの支援をして、あるいはどういう規制緩和してやるのかということにつ いては、やはりこの次のステップなので、課題的にいろいろとまだ書いておくことはある のかというふうに思います。

それから、順番ばらばらですけれども、細かいのは、モニタリングというので、モニタリングという言葉はやめましたというのが最後の17ページのほうでありましたけれども、これはモニタリングそのものですよね。いや、前回出ていないので、議論がわからないんですが、戦略的アプローチというのは、先ほどの目標を定めて今までないような組み合わせで相乗効果を生むようなうまい戦略を立てて、それに時間軸の概念を入れて優先順位をつけたものから行っていく。行っていく中で成果を見ていくんだけれども、その前提条件とする社会経済的な見通しであるとか、そういうものが狂ったりそういうことがあれば、それに応じてすぐにもとに戻って、もとの戦略をやり直す。それは必ずしも3年ごと、5年ごとという定期的に何かフィードバックするということではなくて、もっと柔軟に対応するというようなことなんだろうというふうにそこは思いました。

先ほどおっしゃった横並びの整理も、これは時間的な関係、今の置かれている状況でなかなかできないということなんですけれども、これも課題として残っているというふうに思いました。

前回からはかなり書き込んでいただいたので、それは大変よくなったと思うんですけれ

ども、以上です。

【浅見委員】 ちょっと記述で気になるというところで具体的おっしゃったのが、定期的にという。

【原田委員】 そんなにこだわっていません。説明がモニタリングがどうのこうのという説明だったので。

【浅見委員】 はい。よろしいですか。事務局何かありますか。

【木村大都市圏制度企画室長】 「定期的な」の部分は少し検討させていただきたいと 思います。モニタリングという部分は、我々も当初モニタリングということでフィードバックしてやっていくという意思を持って書いたんですけれども、やや定点観測的にモニターするだけという印象が強いのではないかというご指摘もありましたので、ちょっと書き下したという部分がありますので、その部分はまたご指摘踏まえて少し検討させていただきたいと思います。

【浅見委員】 もしかすると定期的にというより、不断にというか、常にやっていくような感じのニュアンスの言葉にしたほうがいいのかもしれませんね。

ほかに。何か具体的にありますか。記述がちょっと足りないという。

【原田委員】 これで書くとすれば、皆さんがいろいろ言っているようなことを、もう少しこういうことはやっていかなければいけないという残っている課題について書くのでしょうねということですね。

【浅見委員】 はい、ありがとうございます。どうぞ。

【髙木委員】 私の個人的感想みたなことにもなってしまいますが、3点ありまして、まず1つは、前回家田先生も大分ご指摘されておりましたが、第4章がとても充実したということで、1章、2章、3章に比べて、前回第4章が少し薄いかなと思ったところがすごく充実したということで、これはよかったと思います。

それと、やはり今回のメッセージとして、地域間格差というものが実はこの国の問題ではなくて、大都市も地方と同じように衰退しているんだというような事実を確認できたということは実はすごく大きいことではないか。やはり大都市の成長なくして地方の成長はないという基本的な事実を皆さんで認識できたということがすごく大きいかというふうに思っております。なかなか共通認識を持てるということがありませんでして、そういう意味では共通認識を持てたということがすごく大きかったというのが2つ目です。

それと3点目ですが、成長戦略会議が流れてくる流れの中で、国土の均衡ある発展とい

う公共投資を地方圏に充てんしてきたこれまでの政策から、我々はどういう方向に行くのかという意味での道筋を示していただけたというところでございまして、委員の皆様からいろいろなご指摘がございますけれども、当然これにはかなり大きなハードルが伴うことだろうというふうには思いますが、まずは大きな1歩が切られたというような認識を持っております。

以上です。

【浅見委員】 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

いただいたご意見の中で、それほど文章を大きく書けなければいけないというようなご 発言はなかったように思うんですが、若干原田先生のほうからあったのは、もう少し課題 面みたいなものを少し加筆できるのであれば書いておいたらいいのではないかというのと、 先ほどの最後の定期的にという部分かと思うんですが。

ほかに何かご注意とかありますでしょうか。

磯部先生、何かありますか。

【磯部委員】 私の専門的な関心という点から言うと、行政制度的なことですね、広域 行政主体のような話のところがどれぐらい書き込まれているかというところを今もう一度 読んでいたんですが、特段、それほど具体的にはなっていないということで、特に申し上 げることは今ないかと思います。

【浅見委員】 その関連で言うと、例えば13ページの後に法定協議会の設置。この法 定協議会というのは単なる協議機関ではなくて、マネジメントの機能もあわせ持つ組織と か、この辺はちょっと、そういう広域的な組織体としては、従来よりは踏み込んだ書き方 なので、もしこの辺で何かあればとは思います。

【磯部委員】 どうも質問の仕方が難しいのですが、ここで法定協議会というものの具体的なイメージとして、どういうふうにお考えなのか伺ってみたい気が致します。これは、法律に根拠のある組織で、構成や事務局などもきちんと法令で決めておくというような組織になると、従来の経験則から言うと、かえって柔軟性を欠いてしまうことにもなりかねないかもしれません。しかし、14ページのほうへ行くと、官民連携による実施主体というものと、法定協議会との関係というあたりが、まだあまりかたくフィックスしているわけではなくて、柔軟に考えていこうとされているのかと思われます。確かに大都市圏はそれぞれの個性がありますので、あまり一律の制度枠組みをつくることは好ましくないとい

うことはそのとおりだろうと思いますけれども、その分イメージもちょっとわかりにくくなっているということにもなっています。そういうふうに功罪両面ありますので、この段階ではこういう書き方が一番無難なのかという気はいたします。あるいは私の誤解があるかもしれないので、もし何かご説明があるのなら承りたいと思います。

【浅見委員】 何か補足ありますでしょうか。

【木村大都市圏制度企画室長】 協議会の部分ですが、まずは今浅見座長からご指摘いただいた13ページの上のところに法定協議会の設置ということと、あとは単なる協議機関としての位置づけだけではなくて合意形成の枠組みを提供できる仕組みが求められる。 さらにはマネジメント機能もあわせ持つ組織とすることも重要という記述をまずはここで書かせていただいております。

あと、もう1点、柔軟性に欠けるという今磯部委員からご指摘いただいた部分は我々も そこを少し悩んでおりまして、その部分の指摘が14ページに、大都市圏戦略の実施主体 のところに書いておりますけれども、2つ目の段落で、まずは「戦略の策定段階において は」というところですが、先に述べた法定協議会のような組織の設置が考えられる。実施 段階におきましては、各主体がそれぞれの責任、役割分担のもとに施策を実施していくと いうことに加えて、戦略に掲げられた共同のプロジェクトを共同で対処するための制度的 な枠組みが必要だというふうに書いてありまして、それは当事者が集まった枠組みという ことでございますが、その下の段落、先ほど説明を省略させていただいたんですが、官民 連携による実施主体の位置づけについては、戦略を策定する法定協議会と一体的なものと して組織する考え方。あるいは個々のプロジェクトの実施をダイナミックに遂行していく 観点からプロジェクトごとに個別に組織していく考え方があると両論書いております。今 後具体のプロジェクトのイメージとともに検討を深めていくべきということで、我々とし てはまだどちらがいいという判断ができているわけではないんですが、そういう柔軟性を 持った形として機動的にやっていくパターンと、あるいは最初から最後まで責任を持たせ るためにある一定の枠組みを固めておくというパターンの2つのやり方がある。どちらが いいのかというのはもう少し具体のプロジェクトイメージの検討を深めないとなかなか判 断できないではないのかということを現時点では考えておるというところでございます。

【磯部委員】 発言が整理できてなくて申しわけなかったのですけれども、要するに、 柔軟性を確保する意味では、画一的な1つの決まった組織の型をフィックスしてしまうべ きではなかろうと思います。といって、全く非公式な組織として、法的な根拠もないまま に、いかようにも勝手につくっていいですよというのだと、また弱くなってしまうと思われますので、そういう意味では、制度的根拠はきちんと法律に根拠のある形にしておくことが重要だろうと思います。法律に幾つかのメニューを示しておくのか、白紙委任的にほんとうに自由にさせるのか、そこはなお、法政策的には検討の余地があろうかと思いますけれども、要は、制度的根拠はきちんとあるけれども、形はかなり自由だというその両方をねらったほうがよかろうかと思います。

【浅見委員】 今のままだと制度的裏づけを持ってということが書いてあるように、ある程度法的根拠はあるということを明記した上で、ただし、その組織形態については両論併記するというように幾つか。

【磯部委員】 あまり今までそういう前例がないのですけれども、ぜひそこを突破していただくわけですね。

【浅見委員】 ありがとうございます。

ほかに何かご注意ありますでしょうか。どうぞ。

【原田委員】 先ほども指摘されたことなんですけれども、9ページのところにそれぞれの特徴の異なることから大都市圏全体の指標、各大都市が連携して達成すべき指標、拡大都市に共通する指標、特定の大都市圏のみの指標、大都市圏全体か大都市圏の中の特定の部分かといったことに留意しつつ検討することも必要である。ある組み合わせを全部尽くしたみたいに書いてあるんですが、しかもその下の、全体について共通なものは国が中心となって検討する。国としてこういう目標があって、こういう指標については必ず貢献するような戦略にしてくれというのは必ず言うというふうに読めますね。

それでさらに、各都市圏が特性に応じて設定するものも尊重すべきだ。このところを、 その気持ちなんですけれども、きっとそういうものもできるというふうにただ書いてある つもりではないですよね。各都市圏の特徴を生かしてつくった戦略であるからこそ、全体 の国の目標にも貢献する。だからその特徴を生かした非常に地域性を踏まえたような戦略 こそ望ましいというふうにきっと書かれているんだろうと思うんですが、その辺はどこか そういうことがわかるような部分は別にあるんでしょうかというのが質問。

【浅見委員】 何か。

例えば今のところでも、9ページの下から4行目に、地域の主体が自主性を発揮できる 体系とすべきであるというふうに、できるというよりはもう少し踏み込んだ感じの表現に なっていると思うんですが、何か事務局のほうでご説明あればお願いいたします。 【木村大都市圏制度企画室長】 地域性をより重視するという視点は、ご指摘のとおり 差別化とか、各圏域の特徴を踏まえるとか、そういう記述はいろいろなところに盛り込ん でおりますけれども、今原田委員がおっしゃったような地域性を特に重視して戦略を策定 せよというのはもしかしたらそれほど強く記述がない部分かもしれませんので。

【原田委員】 考えておいたほうがいいので。

【木村大都市圏制度企画室長】 その部分はご指摘踏まえて少し考えてみたいと思います。

【浅見委員】 ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。大体よろしいでしょうか。

それでは、本日委員の皆様からご意見をいただきましたが、本日皆様からいただいたご 意見を踏まえて、また必要な修正をさせていただいた上で、本検討グループの取りまとめ とさせていただくということで、もしよろしければ私にご一任いただければと思いますが、 よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【浅見委員】 どうもありがとうございます。

それでは、本日皆様からいただいたご意見を踏まえまして、必要な修正を行った上で、 本検討グループとしての取りまとめを行って、国土政策検討委員会においてご報告させて いただきたいというふうに思います。

そのほか何かありますでしょうか。特にないようですので、それでは、本日の議題に関しましては以上とさせていただきます。

これをもちまして、第8回大都市圏戦略検討グループを終了したいと思います。本検討グループにおきましては、本日まで8回にわたってご熱心なご議論を賜りましてありがとうございました。終わりに当たりまして、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

【小玉課長補佐】 今後のスケジュールについてご説明させていただきます。資料3をごらんください。次回皆様にお集まりいただくのは国土政策検討委員会の第2回になります。12月22日水曜日、17時からを予定しております。開催通知につきましては既に発送させていただいているところです。なお、本日の資料につきましては、お席にそのまま置いていただければ後ほどお送りさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

— 7 —